

2025年2月12日（水）17:00  
愛知県特定家畜伝染病防疫部会  
農業水産局畜産課家畜防疫対策室  
家畜衛生グループ  
担 当 草野、吉岡  
内 線 3708、3724  
ダイヤル 052-954-6425

## 愛知県の採卵鶏農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ に係る搬出制限区域の解除について

2025年1月19日（日）に半田市の採卵鶏農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ（9例目）について、「清浄性確認検査」及び「搬出制限区域解除検査」\*を行い、区域内の農場に異常がないことが確認できたため、国と協議し、2月13日（木）午前0時をもって搬出制限区域（3～10km 圏内の区域）を解除することとなりましたので、お知らせします。

### 1 搬出制限区域解除の経緯等

- (1) 本県9例目の防疫措置完了（2月1日（土））後、10日が経過した本日（2月12日（水））に、9例目に係る移動制限区域及び搬出制限区域内の農場を対象に清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査を実施したところ、全ての農場で高病原性鳥インフルエンザの陰性が確認されました。
- (2) このことを踏まえ、国と協議した結果、2月13日（木）午前0時をもって9例目に係る搬出制限区域を解除します。
- (3) 9例目以外の搬出制限区域内の19農場は引き続き制限の対象となるため、実際に搬出制限が解除されるのは、別紙「搬出制限が解除される区域」内のおりであり6農場が対象となります。

※ 清浄性確認検査：移動制限区域内で家きんを100羽以上飼養している農場を対象に実施する臨床検査

搬出制限区域解除検査：搬出制限区域内で家きんを100羽以上飼養している農場を対象に実施する臨床検査

### 2 その他

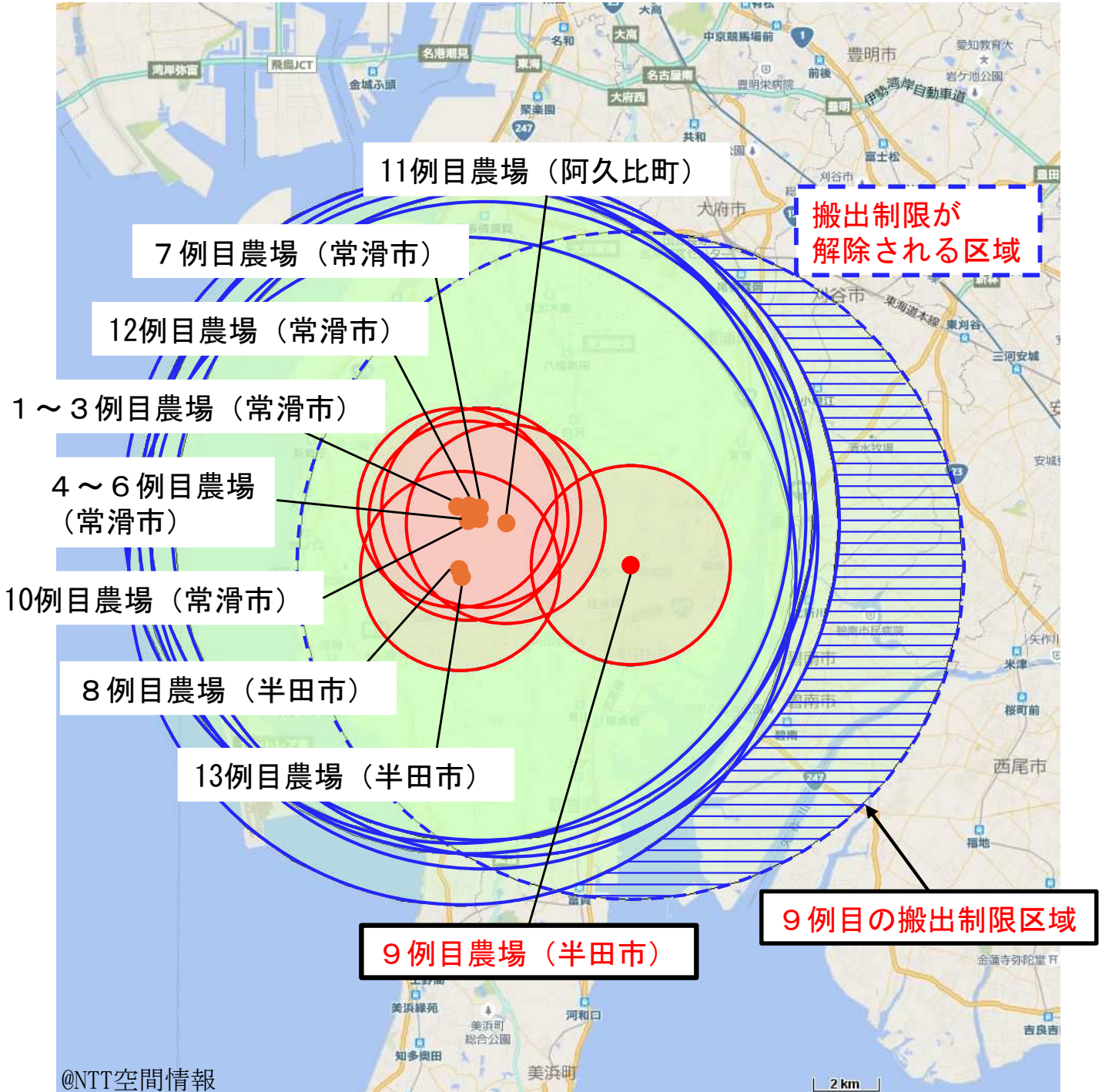
- (1) 本県9例目の防疫措置完了後、21日が経過する2月23日（日）午前0時に、国と協議の上、移動制限区域（3km 圏内の区域）を解除する予定です。

- (2) 本県9例目の防疫措置完了後、28日が経過する3月2日(日)に監視強化区域(移動制限及び搬出制限を解除した後の10km圏内の区域で、生きた家きん、卵等について、持ち出し制限はないが、監視を強化する区域)解除検査を実施し、全ての農場で陰性が確認された場合、国と協議の上、監視強化区域を解除する予定です。
- (3) 発生農場のうち、9例目以外の農場はすべて近傍であり、同一の制限区域として扱われるため、搬出制限区域の解除は13例目の農場の防疫措置完了後10日を経過した後となります。
- (4) 9例目に係る搬出制限区域の解除に伴い、2月13日(木)から西三河地区の消毒ポイント2か所(高浜市漕艇センター南側道路、JA あいち中央総合センター南側出入口)を廃止します。消毒ポイントの変更については、愛知県畜産課 Web ページを参照ください。

畜産課 Web ページ :

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chikusan/chikusan-hpai.html>

### 1 例目から13例目の移動制限区域及び搬出制限区域



- : 発生農場から半径3km円（移動制限区域）
- : 発生農場から半径3～10km円（搬出制限区域）
- : 搬出制限が解除される区域